

山梨県富士山保全協力金現地収納事務
公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり提案書の提出を公募します。

令和5年5月8日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度山梨県富士山保全協力金現地収納事務

(2) 業務目的

富士スバルライン五合目等において、富士山吉田ルート登山道の富士山五合目（泉ヶ滝）から先に立ち入る者を対象として、富士山保全協力金に係る周知及び現地受付の設置を行い、富士山の顕著な普遍的価値を広く後世へ継承するための意識を醸成することを目的とする。

(3) 業務内容

別添「山梨県富士山保全協力金現地収納事務仕様書」による。

(4) 履行予定期間

契約締結日から令和5年9月30日まで

(5) 履行場所

山梨県が指定する場所（富士山六合目安全指導センター付近、富士山五合目インフォメーションセンター付近を予定）

2 公募型プロポーザルの参加者に必要な資格

以下の（1）から（7）までに掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 山梨県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(4) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成26年12月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成26年12月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。又は法人にあっては、その構成員が暴力団員でないこと。

(6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。

(7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。

3 公募型プロポーザル実施要領等の交付及び問い合わせ先

- (1) 「山梨県」ホームページからダウンロードすること。
- (2) 山梨県観光文化・スポーツ部 世界遺産富士山課（富士登山対策担当）
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館 2階
電話：055-223-1521 FAX：055-223-1438
Email：fujisan-hz@pref.yamanashi.lg.jp

4 提案にあたっての質問の受付期限

令和5年5月10日（水）正午まで

5 提案書等の提出期限

令和5年5月17日（水）正午まで

6 選考方法及び審査基準

(1) 選考方法

イ 山梨県富士山保全協力金現地収納事務委託事業者選定委員会を開催し、提出された企画提案内容について、下記(2)の審査基準に基づく書面審査を行い、選定委員の採点で最も高い評価を得た企画提案を行った者を第1順位の委託業務実施候補者とする。

ロ 審査結果は、速やかに郵送により書面で通知する。

(2) 審査基準

審査区分及び評価項目は、次のとおりとする。

審査区分	配点	評価項目
① 事業の実行力	45	・業務を確実に実施できる体制を有しているか。(公金及び記念品の管理体制、緊急時の応援体制、夜間対応、受付での確実な来訪者の捕捉)。 ・十分な接遇のできる体制を有しているか。 ・外国人に対応できる体制を有しているか。
② 協力率向上策	35	・若者や団体客の富士山保全協力金の協力率を向上させるために、受託者として何ができるか。 ・富士山保全協力金の協力率を向上させるために、登山口以外での事前周知がより一層重要となるが、受託者として何ができるか。
③ 提案価格	20	・経費の節減を推奨するため、価格評価点を導入する。

7 プロポーザルに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨